



先行サンプル検査のご依頼の流れ

1. 検査の流れ

お申し込み

輸入検査 A.先行サンプル検査 <依頼書>より,「輸入食品等分析試験依頼書(先行サンプル検査)」をダウンロードして必要事項をご記入の上,メール(imp@jfrl.or.jp)にてお送りください。

同梱書類の作成

検体送付時に同梱して頂く書類の作成をお願い致します。
書類は製造者(製造所)または輸出者が作成したものです。
(日本語または英語での作成をお願い致します。)

同梱書類(書類例も参考にしてください。)

- ① 製造者(製造所)または輸出者から当財団(JFRL)に直接送付されたことを証明できるインボイス等
- ② 検体を特定する名称,品名,品番,JANコード,製造者,製造所が記載された書類
- ③ 検体が特定できるカタログ,写真等(必ずカラーで作成をお願い致します)
- ④ 適用される規格基準が特定可能な情報が記載された書類
 - a) 加工食品
 - ・原材料・食品添加物(配合割合要)及び製造方法(製造基準がある食品はそれらの関係情報を含む)
 - b) 食品添加物
 - ・化学物質名等
 - c) 器具,容器包装
 - ・食品接触部分の材質名(ガラス,陶器,ポリプロピレン等)
 - ・検体が部品の場合は製品との関係を示す展開図
 - d) 乳幼児用のおもちゃ
 - ・全ての部位(部品)の材質名,塗膜の有無及びその材質,可塑化された材質の有無

**検体及び書類送付
(輸出国→JFRL)**

検体に上記書類を同梱し、製造者(製造所)または輸出者のいずれかから JFRL に未開封での直送をお願い致します(輸入者様を経由することはできません)。

検体送付先は以下の4. をご参照ください。

**JFRL にて検体及び
同梱書類を確認**

JFRL にて検体及び同梱書類が輸入食品等分析試験依頼書と同一であるか、書類が事務連絡の内容を満たしているかを確認します。

分析試験

検体及び書類の確認が済みましたら、ご依頼内容に基づき分析試験を行います。

**結果報告
(試験成績証明書
の送付)**

2. 依頼書[輸入食品等分析試験依頼書(品目登録用試験)]の記入に関する注意事項

① 依頼書は検体を送付する前までに必ず JFRL へお送り下さい。

依頼書は、海外から JFRL に到着した検体がどのご依頼者様のものであるかを確認するために事前に必要です。事前に依頼書がいただけていなかったことにより、到着検体のご依頼者不明の検体となった場合には、申し訳ございませんが一定期間保管後に廃棄致します。

② 記入事項について

- a) 品 名：検体は何であるかを判断できる一般的な名称
- b) ブランド名：商品名を記入
- c) 品 番：商品固有の品番(必須事項)
- d) J A Nコード：共通商品コード
- e) 製造所名：Manufacturing Factory を記入
- f) 検体送付元：検体送付元の製造者(Manufacturer)、製造所(Manufacturing Factory)、輸出者(Shipper)のいずれかを記入

3. 関係書類(検体同梱書類)に関する注意事項

書類を検体に同梱してお送りいただく前に、書類に内容に不備が無いかについて事前確認も承っております。メール(imp@jfrl.or.jp)にてお送りください。

検体とともに関係書類が JFRL に到着した後に、不足または不備が認められた場合の再提出は、書類発行元からの郵送(国際宅配便を含む)または輸入者からの郵送及び手渡しでお受け致します。

4. 検体及び依頼書等の送付先

検体及び依頼書等は以下にお送り下さい。

検体の輸入に関する費用は、輸入者様へご請求されるように製造者または輸出者等へ手配をお願いいたします。

一般財団法人日本食品分析センター

多摩研究所 業務二課

〒206-0025 東京都多摩市永山 6-21-6

TEL：042-372-6726

E-mail：imp@jfrl.or.jp

(英語)

Japan Food Research Laboratories

Tama Laboratory, Section of Business Affairs II

6-21-6 Nagayama, Tama-shi, Tokyo 206-0025, Japan

TEL：042-372-6726

5. 輸入通関の流れ

次ページに、取得した検査成績書を用いた貨物の輸入通関の流れを参考資料として記載しました。

なお、届出等は、輸入者様または通関業者(代行者)様でご対応をお願い致します。

登録検査機関は第三者機関のため、輸入に係わる手続き作業は承れません。

以 上

どちらかを選択

